

令和5年度 兵庫県立学校教育用端末貸与のご案内

令和4年度入学生より、学校が推奨する仕様の端末（タブレットやパソコンなど）を各自に用意していただき、日々の教育活動へ活用するとともに、家庭でも自身の端末を使って自由に学べる環境づくりを進めています。

合わせて一定の要件を満たす世帯に対して購入費等の負担を軽減することを目的とした、端末の貸与制度が設けられています。

1. 貸与端末について

- 貸与に係る費用は**無償**です。
- 本制度において貸与されるのは、教育用端末本体です。
- 学習活動以外に使用することは認められません。
- 利用者の故意又は重大な過失によって盗難・破損等の事故による損害が生じた場合は、利用者の弁償となります。
- 貸与期間は、貸与を受けた日から卒業認定日前3ヶ月以内で学校長が定める日までです。
- 県立学校以外の場所での通信費等は家庭でご負担いただきます。
(※高校生等奨学給付金受給対象者(非課税世帯)については、給付額に通信費相当額が含まれています。)
- 特別支援学校高等部に通う生徒については、特別支援教育就学奨励費において、ICT機器加算があり、端末等の購入に活用することが可能です。
- その他、別紙の遵守事項をよくご確認ください。

2. 申請できる方

県立学校(高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部)に在籍する生徒のうち、以下のいずれかに該当する方

- 生活保護(生業扶助)受給世帯【貸与を受けようとする時点】
- 令和3年分保護者等全員の道府県民税所得割額及び
市町村民税所得割額が非課税の世帯
- その他、特別な事情により学校長が貸与妥当と認める者
※令和4年中に家計急変があった家庭など、学校へご確認ください。

3. 申請手続き

【提出書類】

- ・ 県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式)
- ・ 添付書類 ※世帯状況によって異なりますので、チェックリストをご確認ください。

【提出期限】 令和5年4月11日(火)

【提出場所】 県立播磨農業高等学校 体育館

【問合せ先】

県立播磨農業高等学校 事務室
TEL: 0790-42-1050

* 兵庫県高等学校教育振興会では、奨学資金貸与申込者に対して端末購入費の加算をする制度が設けられており、上記端末貸与の要件に満たない場合でも、奨学資金を受けられる可能性があります。(奨学資金は返還が必要です。) 詳細は、兵庫県高等学校教育振興会(TEL. 078-361-6640)へお問い合わせください。